

下記の全ての項目に当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。
お問合せ先【長崎県地域づくり推進課UIターン・関係人口班 電話：095-895-2242】

移住支援金申請に係るチェックリスト(1/2)

(共通)

- 1 . 次に掲げる事項の全てに該当する。
ただし、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(1)以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
1 条件不利地域に該当する市町村はHPをご確認ください。
- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(1)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていた。
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(1)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた。
(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)
- 2 . 移住支援金の申請時において、長崎県内(時津町を除く)へ転入後1年以内である。
- 3 . 転入先の市町に、移住支援金の申請から5年以上継続して居住する意思がある。
5年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。
- 4 . 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- 5 . 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

(就業(一般)の場合)

- 6 . 長崎県が運営する県内就職応援サイト「エヌナビキャリア」に移住支援金対象求人として掲載された求人への就業である。
- 7 . 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に在職している。
- 8 . 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
- 9 . 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

移住支援金申請に係るチェックリスト(2/2)

(就業(専門人材)の場合)

- 10. 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して長崎県内の企業へ就業した者
- 11. 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職している。
- 12. 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
- 13. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
- 14. 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

<参考> プロフェッショナル 人材事業



<参考> 先導的人材 マッチング事業



(創業の場合)

- 15. 申請日以前の1年以内に長崎県創業支援事業の交付決定を受けている。

(テレワークの場合)

- 16. 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。

(関係人口の場合)

- 17. 長崎県内の各市町が設定している「関係人口の対象範囲」の要件に該当する市町によって要件が異なりますので、詳しくは各市町へお問い合わせください

(子育て加算を受ける場合)

- 18. 申請日の属する年度の4/1時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住している。

【申請方法】

申請書と必要書類を添えて、市町の移住担当課に申請してください。

申請にあたっては、本人確認書類及び振込口座の確認ができる書類が必要です。

【移住支援金給付の流れ】

